

熊本家庭裁判所委員会（第18回）議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成23年10月28日（金）午後1時30分～午後3時

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委 員） 家入尚美、伊東謙一郎、上村宏渕、小田浩一、桂木正樹、坂田敦子、田中真由美、花輪一義、松村俊宏、松本久、安川文朗（五十音順）

（事務局等） 事務局長、首席家庭裁判所調査官、首席書記官、事務局次長、次席家庭裁判所調査官、総務課長

4 意見交換テーマ

民法の一部改正及び家事事件手続法の内容について

第2 議事概要

【発言者の略記 ◎：委員長、○：委員、◇：事務局等】

1 開 会

2 新任委員の紹介

3 改正民法及び家事事件手続法の内容について

次席家庭裁判所調査官から民法の一部改正及び家事事件手続法の内容について、桂木委員から家事事件と民事事件との相違点等について、それぞれ説明した。

◎ お聴きいただいた改正民法等の内容について、質問等はないか。

○ 感想として、今までそのようになっていなかった部分があったということに驚くとともに、大変勉強になった。確認であるが、未成年後見人の制度が見直され、法人も選任することができるようになったということであるが、この法人とは、どのような法人が想定されているのか。

◇ 家庭裁判所では、これまで現行法の範囲の中可能なものは、運用によつ

て補ってきた。それが、今回の改正等によって、きちんと明文化されたということである。

未成年後見人として選任される法人について、具体的なイメージでお答えすることはできないが、家庭裁判所において、未成年後見人としての適格性について適正に判断した上、選任していく形になると思われる。

- これまで、運用の中でできるだけ結論を出そうと努力してきたところであります、また、それでまかなってきたようなところがあるが、ともすれば、それが家庭裁判所のオールマイティのようになっていたところがあるように思われる。今回の法改正によって、手続の透明さが求められるようになったことから、裁判所としても、これに耐えられるような形で、今後もいろいろな運用を考えていきたいと思っているところである。
- 記録の閲覧謄写の見直しについて、先ほど、調停については現行の規律を維持すると御説明いただいたが、審判に移行するものについては、結局、開示する形になるのか。
- ◇ 事実の調査という形で、裁判官が証拠として扱うという認定をした場合には、閲覧謄写の対象として扱うことになろうかと思う。
- 審判に移行する可能性があるものについては、当事者としては、開示されることを前提として資料を提出した方がいいということになるのか。
- ◇ そのように理解していただいて構わないのではないか。
- 電話会議システムについては、調停手続にも準用されるとのことであるが、離婚・離縁等の手続においては、現実的に2、3時間費やすことがよくあるところ、当事者から30分なり1時間なりずっと電話で話を聞くということになるのか。当事者に対する説得や意向聴取なども、実際の電話で行うということを想定しているのか。
- 説得は電話では不適切かと思われる所以、こうした場面においては、直接お越しいただくことになるかと思われる。電話会議システムを利用する場合は、あくまでも養育費や財産分与など財産的なものについての話し合いを想定しているものと思われるが、現時点できちんと決まっている訳ではない。

もちろん、手続的には財産的なもの以外の話し合いについても利用できなくはないと思われるが、運用としてはあまり利用されないのでないかと思われる。今後、実際に利用していく中で、どのような場面で利用するのが効果的か見えてくることになると思われる。

- 親権停止制度について、親権停止の審判がなされた後、停止された当事者が即時抗告した場合、抗告について判断が出るまでの間、抗告人の親権は規制を受けることになるのか。
 - ◇ 仮に審判前の保全処分の申立てが親権停止の申立てと同時にされ、親権停止の保全処分が出ていれば、停止の効果が生じていることになると思う。
- その場合、審判時に当事者にそのように告げるのか。
- そういうことになるのではないか。
- 当事者の中には、処分に従わずに、例えば、児童相談所などの施設を探し回るなどする者も出てくるのではないか。
- 今後は、停止制度が創設されたことによって、施設側も、それを理由に拒むことが可能になると考えてもらっていいのではないか。
- 児童相談所に保護されている児童に対して、親権者が面会等を要求してきた場合に、あなたは親権が停止されているので面会等はできません、といった対応を執ることになるのか。
 - ◇ そのような形で対応していくことになると思う。
- 児童福祉法上の親権者の意思に反しての施設入所についてと同じく、親権停止制度は2年区切りで更新見直しということになるのか。
 - ◇ 親権を停止する場合は、2年以内の期間を定めて停止の審判をする形になる訳であり、もしその後も引き続いて停止の必要がある場合には、あらためて停止の審判を求める事になるのではないかと思う。
- 親権停止の請求権者として、子ども自身も含まれているが、例えば、15歳未満の子が請求してきた場合に、裁判所としてはどう対応するのか。
 - ◇ 15歳未満の子による請求の場合、現実的には、手続を執るのは難しいと思われることから、例えば、法テラスなどの関係機関を紹介する、あるいは、

内容によっては、手続代理人として弁護士を適宜選任するということも考えられる。いずれにしろ、適正な手続が遂行できるようにしていかなければならぬと思っている。

なお、この代理人の制度については、今回新たに創設されたものであり、これから細かい点を詰めていく形になると思われる。

4 桂木委員、次席家裁調査官において、当庁におけるプロジェクトの進捗状況

等について説明した。

5 法の日週間の行事等について

首席書記官から、法の日週間を前に実施された熊本家庭裁判所長インタビューの内容や後見制度支援信託の概略について説明した。

6 次回のテーマ

「後見等事件について」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

7 次回期日

平成24年5月25日（金）午後1時30分

8 閉会